

「日本の風習に関する注意と警告書」について^①

溝 口 僥

この本は、日本の教会の問題と結ばれて、当時の最大の問題である「キリスト教の土着化」ということを見せてくれる。とともに、当時の教会が真剣に悩みながら、中道を探していくこうとしたその足跡をもうかがうことができる。

ヴァリニャーノの来日と日本の問題

一五七九年七月二十五日、ヴァリニャーノは口之津に着く。^② 彼は希望に溢れて日本の土地を踏んでいる。しかし、日本に着いて、日本の状態には失望している。信仰は薄く、秘跡には遠去つており、外人宣教師と日本人の修士、同宿の間では争いが絶えず、日本の長上（カブラル）に対しても、不平の多いのを知ったからだ。日本人に信頼をおくのを恐れていたし（カブラル）、宣教師はことばもよく分からず、日本人の風習にも疎いようだつた。^③

ここで、ヴァリニャーノは何をしてよいのか分らないまま、いろいろな人の助言を受け入れた。そして、最初にするのは、日本の風習、日本人の氣質を調べることだった。^④ 助言をしたのは学識ある人たちであり、又高貴なキリストン大名たちでもあつた。例えば、有馬晴信、大村純忠、そして大友宗麟といった人物だつた。ヴァリニャーノの書翰では、宗麟はこうすゝめたと述べている。「宣教師の風習は、自分の国ではそれでよいのだが、日本を改宗させたいなら、その（国）のことばをよく習い、その民のもつて生まれた礼儀作法によって生活しないといけない。実際、ほんの一握りの外人が、日本人の騎士に日本の風習と民の礼儀の様式を捨てて、彼らの国のそれに順応させるなどと思うのは、あまり頭の良い証拠じゃないと解釈

されるべきだ。外人は、却つて、日本では野蛮であり、俗っぽいと定義されている自分たちの習慣で生活しようとしていたのだ」⁽⁵⁾。

こうした助言のもとに、少しずつヴァリニヤーノは問題点を理解して来ている。曰杵では、一五八〇年の十月、少し問題が分ったと言っている。⁽⁶⁾ すなわち、日本語を勉強し、日本の文化をとり入れて日本人の氣質を分かり、日本の生活様式を見倣う必要があると感じとつていて。その第一には、ヨーロッパ人と日本人の協力者の間の関係を正すこと、両方の侍偶を平等にすること、ついで邦人司祭の養成にはげむこと、神学校（セミナリオ）の設立を期待する。コレジオの建設など…。これらはよく豊後の第一回協議会の中に表わされている。⁽⁷⁾そこでは、順応という原理のもとに日常生活のすべてを、もう一度再検討して考へていている。食事から衣服、家屋、ひいては社会全体の階級制の儀礼にも順応する必要を感じていて。宣教師の階層というのは日本では定められておらず、又宗教人として俗人の儀礼に従えないでの、仏僧のそれに順応できるかということを問題にした。そして、日本人の誰かに信頼して、手引のようなものを作らせるとしている。⁽⁸⁾

豊後から都にヴァリニヤーノは上り、その確信を益々深めていく。都でも會議を開き、更に最後に長崎で日本の協議会を開いている。⁽⁹⁾

一五八二年一月二十日、日本を出立する。出立する前に、「裁決」(Risolution)を一五八一年一月六日の日附で出し、そこで日本の儀礼様式に順応するように述べる。⁽¹⁰⁾ 布教地の様式に倣い、仏僧の様式に順応する。社会層に応じた儀礼を行う。接待の場合もその国の風習と社会階級の様式を守るといったことを述べている。このため、かんたんな規則のようなものをまとめて、長上にそれを守らせるようさせる。⁽¹¹⁾

こうした中で生まれるのが、ヴァリニヤーノの「警告書」である。ただし、これをマカオにすぐ送らず、自分が行くとき、又は日本的事情を知っている人が行くとき、持つていかせて説明させると述べている。⁽¹²⁾ ヨーロッパでは仏式に順応するとか、從者を従えるとかは悪く解釈される恐れがあつたからだ。

① Advertimentos e Avisos acerca dos Costumes e Costumes de Japao.

② ③ 一五七九年十一月廿四日 ベニヤの書翰 口へ傳發信 (イエズス会本部文書 日本の部八、一―四〇)

J. F. Schütte, Valignano Ringen um die Missionsmethode in Japan. Juli-Dez. 1579, Roma 1944

J. F. Schütte, Valignano Missionsgrundsätze für Japan. 1573-1582, Bd. I-II, Roma 1951

松田毅一、「日本巡察記」昭和四十年 桃源社
〔五九五年十一月〕廿三日、カトリックヤーへの書翰 ヴァリヤーへの書翰 (イエズス会本部文書 日本の部十一、二二一五、一三一)

〔五九五年十一月〕廿三日、カトリックヤーへの書翰 (イエズス会本部文書 日本の部十一、二二一五、一三一)

〔五八〇年〕〇月〔一〕十七日、ヴァリヤーへの書翰 口杵發信 (イエズス会本部文書 日本の部八、一―九)

この議事録 (Consulta) は、スペイン語とポルトガル語のものより残っています。スペイン語のは、ヴァリヤーが日本での二つの協議会を一つにまとめてしまっています。スペイン語第一便、日本の部八、四〇一六九。ところが、ポルトガル語のものは、豊後の會議だけのものであり、いろいろな点に参加者の意見も載せてられています。ボルトガル語第二便、日本の部八、一―四〇)。イタリア語の第一便が残っていますが、ポルトガル語のと同一である。

xix

豊後の會議については、シナッティ師の著作参照。J. F. Schütte, Valignano Ringen um..... II. 11 ~ 62.

⑧ 議事録第十八の諮詢 第二便 (イエズス会本部文書 日本の部八、一―九) → [1]○

⑨ 松田毅一、「日本巡察記」九一一一三・一―九

⑩ 「裁決」(Risoltioni) ばくトリリヤーの手になる。イタリア語、ポルトガル語、スペイン語といつて残っています。イタリア語は一五八一年一月六日となりてゐる (日本の部九、一六九一七) → ポルトガル語のも同様である (日本の部四九、一三一三一八)。スペイン語は一五八三年一月廿四日となつてゐる (日本の部九、七〇一八六)。多分、スペイン語のは間違いであるべき (J. F. Schütte, Il Ceremoniale per i missionari del Giappone, Roma 1946, P.27, Nota 3)

⑪ 「裁決」議事録第十八の諮詢 (イエズス会本部文書 日本の部九、一六九一七)
⑫ 一五八一年十一月十七日、ヴァリニャーノの書翰 マカオ發信 (イエズス会本部文書 日本の部九、一―五)

二、その後の問題

一五八二年十一月三十一日、ヴァリニャーノはマカオを発ち^①、一五八二年の四月七日、コチンに着いている。しかし、台風で出帆できず、その間にまとめるのが「日本の要約」である^②。この中の第二十三章で、とくに順応という問題にふれ、更に豊後の会議や「警告書」で悪く解釈されやすい「権威」と、司祭としての「優しさ」、階級制による区分の仕方、仏僧に比較されること、従者を従えることなど更に説明しようとしている。

日本の遣欧使節は、ディオゴ・デ・メスキータに連れられてヨーロッパに一五八四年一月二〇日、コチンを出発する。ゴアの管区からヌーノ・ロドリゲスは、ローマに代表として送られる^④。ヴァリニャーノは、この時、ロドリゲスに日本に関する書類も数多く手渡している。その中にこの「警告書」も含まれる^⑤。しかし、この頃マカオや日本から、ヴァリニャーノの布教方法についての批判の手紙が、ヴァリニャーノやローマの総長のもとに届いていた。とくに「名譽の地位」や「権威」に関する順応は痛烈に批判された^⑥。

総長であるアクアウイヴァは、日本の書類をていねいに見て、一五八五年十一月二十四日に返事を送っている。^⑦ そこでは、疑いを抱いている点を述べる。とくに清貧という面と会の精神、会憲の遵守、すなわち、貧しく生きることと、高貴なものとの階級の様式に倣うことのむつかしさ、又、キリスト教の真髓は十字架の愚かさにあることを曲げてしまうおそれがあるなどを見せてている。ヴァリニャーノは総長に返事をしたため、そこで、どういう風にこの「警告書」が書かれたかを述べている。^⑧

「儀礼習慣についての手引きを作ったときは、はや、それこそ『あぶみに片足をかけた』といわれる時で、こちらに向けて丁度旅立つ前に、最後にしたことでした。一夜と一日でまとめて書きあげられました。一通の写しは貴下のもとに他の書類といつしょにお送りしました」と。このため、ひじょうに不完全なので、これを日本の長上が完成するよう日本協議会は命じていていると述べる。

同時に日本にも書翰を送り、ついでにアクアヴィガードの書翰の写しも送っている。日附は一五八七年四月十七日になる。⁽⁹⁾ そこでは日本からの書翰が、少し「順応」という方針について大げさに報道されたないと遺憾に思つていて、「前」の「警告書」の説明を加え、更にこれは不完全であつたと述べる。「豈後でもありますにも急いで、一日一夜をかけて」書いたので不完全である。だからこそ、会議の第十八の諮問でこれを研究し、改正するよう日本に頼んだのだと、その辺の事情を説明している。

同時に、この「警告書」を検討し直したものと、「宣教師のための規則」の改定版をも添える。この頭から「アリニヤー」の著作はどうやらかといえど、弁護という色彩を帯びて来る。⁽¹⁰⁾

(註)

- ① 一五八一年十一月十七日、ヴァリニヤーの書翰、マカオ発信（イエズス会本部文書、日本の部九、II-1-14）
- ② 「Sumario de las cosas de Japón: Sumario o Tratado de Japón」 第1便は、ジル・デ・マータがヨーロッパに持参したものである。（日本の部四九、III-III-1-2[八五]）
- ③ 松田義一、「日本巡察記」一九[一]一九[三]頁
- ④ Schurhammer, Die erste japanische Gesandtschaftreise nach Europa (1582-1590), in die K.M.49, Anni 1920-21
- ⑤ 「一五八二年十一月」〇四、ヴァリニヤーの書翰、コチノ発信（イエズス会本部文書、日本の部九、II-1-14）
- ⑥ 「一五八三年十一月」〇四、ヴァリニヤーの書翰、コチノ発信（イエズス会本部文書、日本の部九、II-1-七七-一七八[V])
- ⑦ 写し（日本の部II-1-八七一九十）、下書（日本の部II-1-九一-一九二[二]）
- ⑧ 一五八六年十一月」〇四、ヴァリニヤーの書翰、コチノ発信（イエズス会本部文書II-1-〇五-1-〇八[V])

⑨ 一五八七年四月十七日、日本の長上宛「アリニヤー」の書簡、ゴア發信（イエズス会本部文書、日本の部）〇、II-150-1-51-V。これは「アリニヤー」が署名しており、總長のために写したものである。

⑩ F.J. Schütte, II Ceremoniale ••• p.54, 93-99

「二度目の来日と「警告書」

一五九〇年、一度目の来日となる^①。八月十三日着、ついで一月たたぬ間に、加津佐で第二回の日本の協議会を招集、別に日本人会員の會議も開く。^② 一五八七年七月二十五日、秀吉の禁教令は出されていたし、ヴァリニヤーは日本の状勢を判断し、好転することを考えていた。この會議で、秀吉謁見の際の構成人員など決定される。更に、一五八一年の決定事項を再検討し、「裁決」（Resolutioni）を出すことになった。日本の風習に順応するという原理には異論はなかつたが、總長の書翰にある疑問点については議論が交され、会憲には忠実でありますこと、と同時に、適確真正なまゝを報告することを認める、さらに具体的に何人の従者を従える云々という問題も扱われる^⑤。贈物も清貧と經濟的理由を考えてと、順応についての限度も説明される^⑥。

加津佐の會議は、一五九〇年八月二十五日で一応うち切る^⑦。秀吉に謁見、教会の状態が一応好転したと見える時、第三回目の協議会を開く。これは長崎の地で、一五九二年の一月九日から一月二日までつづく。^⑧ 二月三日管区會議が始まるとその裁決に従い、總長の承認の線にそつて、日本の儀礼様式は守られるべきである。だから、集会は視察官がもう一度先に署わした手引きを、日本の生活をよく知つて居り、それをよく使いこなす人々に検討させるようにならねばならない。ペーパードレーリルマンには、必要な一般的指示を与える短い手引きが準備される。今から後に日本に来るものは皆、どういう風に振舞うべきかを習わないといけない^⑨。その外具体的な事項についても、従者、贈物、建物といった問題で扱われる。

最後に、一五九二年一月七日、ジル・デ・ラ・マータが代表として選ばれ、七月二十一日再確認されて、十月九日、日本を発つ。同時にヴァリニヤーノは、フロイスを連れて発つてゐる。⁽¹¹⁾ ヴァリニヤーノは、日本の第二回逗留の短い報告をまとめる。これが「日本の要約補遺」である。⁽¹²⁾ これで前の問題の訂正や補充、説明を加えている。ただし、はや一般的問題のみで具体的問題には触れないようになつて来る。同時に加津佐の議事録、裁決、管区會議議事録をも添える。

デ・マータは、一一〇頁程の「聖裸の規則」「裁決」などを含んでいる小冊子も持つていて、この本は最初日本の長上のために書かれていた。⁽¹³⁾ この中に「同宿の規則」「役人の規則」「客人をもてなす規則」「茶の湯者の規則」「食堂に給仕する規則」「説教修士の規則」が含まれている。その外、一五八八年、マカオで完成している「インド要約」の抜粋も含まれる。⁽¹⁴⁾ すなわち、この規則集というのは、第一、第一、第三の協議会と管区會議の決定をぬき出して法規のようにしたものである。⁽¹⁵⁾ この規則は日本では義務になる。「警告書」は法の中には組み入れられていない。ただ所々に、箇所に応じてそれぞれ入つて來ている。たゞ具体的に、社会階層に応じて順応していくといつた例は影を秘める。⁽¹⁶⁾ して、一五九二年「規則集」が出来上ると先の「警告書」は無効になる。⁽¹⁷⁾

ローマでは、日本の風習への順応はよく受け入れられるが、会の精神を純粹に保たれるか心配している。管区會議への返書も残つてゐる。⁽¹⁸⁾ その外、総長の返書もある。⁽¹⁹⁾ 最大的ことは、会の精神を純粹に保ち、誠実に生きることにあることを強調している。しかし、これらの書類は、途中船が沈没して紛失し、口伝てに聞いたことにヴァリニヤーノは答えている。⁽²⁰⁾ すなわち、会の精神は順応によつてゆがめられていないこと、逆に順応によつて昂められていると述べる。

一五九八年八月、管区會議の返書を受け、長崎で第四回協議会が開かれ、ついで管区會議が開かれる。⁽²¹⁾ そして、再度ジル・デ・マータが選ばれる。⁽²²⁾ マカオに向う途中沈没、死亡する。⁽²³⁾ このため、議事録は何も残っていない。

(注)

① A. Kleiser, P. Alexander Valignano Gesandtschaftsreise nach Japan zum Quambacudono Toyotomi Hideyoshi 1588-1591

M.N.I.1938. p.7, n.2

- ② 議事録 (日本の部五「、一四三」—一六二)
- ③ 裁決 (日本の部五「、一六八—一八七)
- ④ 議事録 第五の諮問 (日本の部五「、一四八—一五〇)
- ⑤ 裁決 (日本の部五「、一七〇マ—一七四)
- ⑥ 裁決 (日本の部五「、一七四—一七五)
- ⑦ 議事録 (日本の部五「、一六六マ—一六七)
- 管区會議は「[月]三日」に始まる。 (前議序文、日本の部五「、一七一)。そして、一十五日前から會議が始まっており、すぐ管区會議を始めたところ。
- ⑧ (日本の部五「、一九七)。ただし、協議会の議事録は存在していない。管区會議議事録は「通残」である。(日本の部五「、一七六—一九八・・Cong
- ⑨ 日本の部五「、一九五
- ⑩ 日本の部五「、一八三—一八三)
- ⑪ 一五九二年十一月十一日、フロイバの書翰 マカオ發信 (マニラ会本部文書日本部一一二—一)
- ⑫ 「日本要約種遺」 (日本の部四九「、一八七—四一八)
- 日本の部「、八七—一四八
- ⑬ Sumaris das couzas que pertencecem à província da India (マニラ会本部文書「日本の部六、長〇一九一)
- ⑭ J.F. Schütte, II Geremoniale ••• p.74
- Cong. 46, 396—400 v
- ⑯ Cong. 46, 354—355 v
- ⑰ Cong. 46, 354—355 v
- ⑱ Responsa ad capita quædam quæ a congregatiōe Provinciali Japoniae Anni 1592 proposita sunt, 46,
- ⑲ 一五九六年十一月十五日、ヴァリニヤーの書翰 ボア發信 (日本の部十「、一四一)
- ⑳ 一五九六年十一月十六日、ヴァリニヤーの書翰 ボア發信 (日本の部十「、一四一)
- ㉑ 一五九七年一月、マーダの書翰 長崎發信 (日本の部一一「、三一五—一五)
- ㉒ 一六〇〇年十月、十日、ヴァリニヤーの書翰 長崎發信 (日本の部十四「、一四)

四 「警告書」について

著者はヴァリニヤーノであり、動機は日本人の要望によるものである。日本人修士、同宿の不満はもとより、高貴な大名の影響が大きかったであろう。具体的に社会層への順応に関して禅宗を真似た。宗教人である以上当時一番盛んであった禅宗を基範としたのであらう。こうして、宣教師のグループをも階級制に分けて礼儀作法を守り、守らせようとして、日本の社会への導入を図つたのである。そして結果的には、これは今まで見て来た通り、一番大きな問題を惹起した。⁽¹⁾

禅宗を基範に運ぶには、大友宗麟の影響が強かつたと見受けられる⁽²⁾。シユッテ師は述べる。ヴァリニヤーノに順応をすゝめており、又これが書かれたのは豊後である。宗麟は禅に凝つていたし。改宗後、彼の意見は強くキリスト教界に反映した⁽³⁾。総合して、彼の影響を大きいものと見なす。

内容は必ず日本人の誰かが、前もつてこしらえたであろう。日本人の助けなくして、何ういった種類のものは考えられない。書かれた時は豊後滞在中であり、しかも第一回目の長崎に行く前の時である。府内には、一五八一年十月三日到着している⁽⁴⁾。豊後といつているが、府内か又はその地方を指す。フロイスは「府内には、七、八日留まり、臼杵に向つた。臼杵では八日留つた」と言つてゐる。そして、臼杵では新しい聖堂の礎石を置いている。豊後を地方として考え、去る前に書いた場所とすれば臼杵であろう。しかも、あわてて一日一夜で書きつづったと言ふ。

序文があり、第一章に「權威を得る方法」、第二章では「信頼を得る方法」、第三章では「宣教師が外部の人々に示すいんぎんな行い」、第四章では「酒と肴」、第五章では「宣教師間の儀礼」、第六章では「高位の人を迎へ、又は日本の大名、又は他の人々にする贈物」、第七章では「日本の家屋」について述べて終つてゐる。

なお文書は現在、イエズス会本部文書館にある⁽⁵⁾。表紙には「Advertimentos acerca de los costumbres de los Japones

, para nuestro P. General los quales declaró el P. Diego de Mesquita」などとおり、「[Advertimentos acerca dos Japones]

と題名がポルトガル語で「*Advertimento e Avisos acerca dos Costumes e das Catângues de Japão*」である。本文の最後に「警告書」の訂正が合綴されている^⑦。

本文の表紙の題目から見るに、総長宛になつており、公式文書と考えられてよい。写本の筆者が十二人は少くとも二十九人か八人見えて、急いで筆写されたものと見てよい。多分、ガアで一五八三年十一月中葉から、一五八四年一月一十日、ディオゴ・デ・メスキータの出発までの間に書かれた写本である^⑧。表題の通り、ディオゴ・デ・メスキータが持参して説明する種類のものであつたらう。「Declaração P. Diego de Mesquita」とあるが、その外、欄外の註は、ヌーノ・ロドリゲスのものとたしかめられる。彼もこれに眼を通じて、註を加えたものであらう。

後記

以上は、ショット師の著作に主によつた。^⑨ 追つて日本語への訳記を以下にみる。なお、(1)～(3)。

(1) 長く、この「警告書」は忘れ去られた。これらのは、雖然となく、日本語が多くてなじめなかつたといふ。問題が多くて個人が持つて来たものであるといふためであつただらへ。
(Schütte, II Ceremoniale ••••• P. 6)

(2) Schütte, Das Stadtbild Kyotos zur Zeit des Hl. Franz Xaver, 1551)。

- (3) Frois II 4-5; 69
Frois I 54; 69

（久松羅木儀）郎、「大友宗麟雑考」（大分県地方史一一一六（有井町））

- (4) 一五八一年十月七日、ヴァリニャーの書簡、豊後発信（イエズス会本部文書、日本の部九、一一五）
Frois II, 266

- 一九四九年一月十五日 年報（イエズス会本文書、日本の部）六一〇
- (6) 日本の部 ○圖
- (7) 本文の部 ⑤、參照
- (8) Schütle, Il Ceremoniale ... P.105-107 105-107
- (9) Schütle, Il Ceremoniale ... P.111 P.111
- (10) Schütle, Il Ceremoniale per i Missionari del Giappone, Roma 1946 e, Roma 1946

（育英工業専門学校勤務 東京都杉並区井草一丁目五ノ一）